①	資産種類		土地	車両運搬具	車両運搬具	車両運搬具
②	資産名称		移転対策跡地（深田洞地区）	マイクロバス	マイクロバス	マイクロバス
③	帳簿価額	⑴取得価額	1円	1,287,659円	1,167,020円	1,446,660円
		⑵減価償却	—	—	—	—
		⑶減損額	—	—	—	—
		⑷帳簿価額	1円	1,287,659円	1,167,020円	1,446,660円
④	不要財産となった理由		今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため	当該車両は自家用車通勤が浸透し通勤の用途も解消されており、エアコン各部のエアー漏れや暖房ホースの損傷など維持補修に係る費用の増加が見込まれるため	当該車両は車体の老朽化が進んでいるほか、維持補修に係る費用の増加が見込まれるため	関係機関との連絡調整は職員が自主運転により移動することがほとんどであり、また来客者対応もワンボックス車で足りることから、使用実績が年に数日と低下しており、今後も当該車両を頻繁に使用することが見込まれないため
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑥	譲渡収入の額		39,561,445円 (29,412,156円)	362,048円 (171,973円)	589,517円 (438,280円)	372,699円 (206,412円)
⑦	控除費用		898,707円 (604,021円)	— (—)	— (—)	— (—)
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	28,808,135円	171,973円	438,280円	206,412円
		納付年月日	—	—	—	—
		⑵地方公共団体への払戻額	—	—	—	—
		納付年月日	—	—	—	—
		⑶その他民間等への払戻額	—	—	—	—
		納付年月日	—	—	—	—
⑨	減資額		—	—	—	—
⑩	備考		—	—	—	—

(注)　③の帳簿価額は、負担金を財源とした部分を含んでおります。
　　⑥⑦の下段（　）書きは、政府からの支出を財源とした部分であります。
　　⑧については、国庫納付等が行われておりません。

⑹　引当外賞与見積額
　　補助金等から充当されるべき賞与の見積額　760,976,583円